第二十二条の十一第二十六項を同条第四十三項とし、同条第二十五項を同条第四十二項とし、同条第二十四項第四号中「株式又は出資（以下この号及び第二十六項第五号において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第四十一項とし、同条第二十三項中「第十九項及び第二十項」を「第三十六項及び第三十七項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第二十二項中「第十二項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十一項中「第十三項から第十五項まで」を「第三十項から第三十二項まで」に、「、第十三項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十項中「第十三項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第十九項中「第十三項から第十五項まで」を「第三十項から第三十二項まで」に、「短期売買商品の」を「短期売買商品等の」に、「第十三項第一号」を「第三十項第一号」に、「短期売買商品損失額」を「短期売買商品等損失額」に、「短期売買商品（」を「短期売買商品等（」に、「短期売買商品に」を「短期売買商品等に」に、「以下第十五項」を「以下第三十二項」に、「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第十八項中「第十四項」を「第三十一項」に、「第十八項」を「第三十五項」に、「、第十五項」を「、第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第十七項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第十六項を同条第三十二項とし、同条第十五項中「要件」の下に「のいずれか」を加え、同項を同条第三十一項とし、同条第十四項中「要件」の下に「の全て」を加え、同項を同条第三十項とし、同条第十三項中「除く。以下第十五項」を「除く。以下第三十二項」に改め、同項第一号中「第十五項」を「第三十二項」に改め、同項第二号中「第二十項第四号ロ」を「第三十七項第四号ロ」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十二項中「第二十項」を「第三十七項」に、「第十七項、第十八項」を「第三十四項、第三十五項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十一項を同条第二十八項とし、同条第十項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第九項を同条第二十六項とし、同条第八項第一号ロ(1)中「法人税法第二条第十五号に規定する」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第七項中「第三十九条の十五第七項」を「第三十九条の十五第八項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第六項を同条第二十三項とし、同条第五項中「第八項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第四項を同条第二十一項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「第三十九条の十四の三第二十一項第三号」を「第三十九条の十四の三第三十二項第三号」に改め、「（法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この項及び第二十六項において同じ。）」、「本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この項、第八項及び第二十五項において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20　第二項の規定は、施行令第三十九条の十五第一項第四号に規定する財務省令で定める配当等の額について準用する。

第二十二条の十一第一項の次に次の十七項を加える。

2　施行令第三十九条の十四の三第五項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額は、法人税法第二十四条第一項（同項第二号に掲げる分割型分割、同項第三号に掲げる株式分配又は同項第四号に規定する資本の払戻しに係る部分を除く。）の規定の例によるものとした場合に同法第二十三条第一項第一号又は第二号に掲げる金額とみなされる金額に相当する金額とする。

3　施行令第三十九条の十四の三第六項第一号に規定する財務省令で定める収入金額は、外国関係会社（法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。）の行う主たる事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額とする。

4　施行令第三十九条の十四の三第六項第二号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額は、次に掲げる金額とする。

一　未収金（次に掲げる金額に係るものに限る。）の帳簿価額

イ　外国子会社（施行令第三十九条の十四の三第六項に規定する外国子会社をいう。以下この項において同じ。）から受ける剰余金の配当等（法第六十六条の六第一項に規定する剰余金の配当等をいう。以下この条において同じ。）の額（その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地国（本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいう。以下この条及び次条において同じ。）の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等（法第六十六条の六第一項に規定する剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその受ける

ロ　前項に規定する利子の額

二　現金、預金及び貯金（以下この条において「現預金」という。）の帳簿価額（外国子会社から剰余金の配当等の額を受けた日を含む事業年度にあつては当該事業年度において受けた当該剰余金の配当等の額に相当する金額を限度とし、同日を含む事業年度以外の事業年度にあつては零とする。）

5　施行令第三十九条の十四の三第八項に規定する財務省令で定める外国関係会社は、被管理支配会社（特定子会社（同項に規定する特定子会社をいう。以下この項において同じ。）の株式又は出資（以下この条において「株式等」という。）の保有を主たる事業とする外国関係会社で、施行令第三十九条の十四の三第八項各号に掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一　その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社（法第六十六条の六第二項第二号イ(4)に規定する管理支配会社をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。）によつて行われていること。

二　管理支配会社の行う事業（当該管理支配会社の本店所在地国において行うものに限る。）の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること。

三　その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、その本店所在地国において、管理支配会社の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第十五項第三号及び第二十五項第一号ロ(1)において同じ。）又は使用人によつて行われていること。

四　その本店所在地国を管理支配会社の本店所在地国と同じくすること。

五　施行令第三十九条の十四の三第八項第五号に掲げる要件に該当すること。

六　当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

イ　被管理支配会社又は特定子会社から受ける剰余金の配当等の額（その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該被管理支配会社の本店所在地国の法令において当該被管理支配会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額及びその受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該特定子会社の本店所在地国の法令において当該特定子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額を除く。）

ロ　被管理支配会社の株式等の譲渡（当該外国関係会社に係る関連者（法第六十六条の六第二項第二号ハ(1)に規定する関連者をいう。以下この条において同じ。）以外の者への譲渡に限るものとし、その取得の日から一年以内に譲渡が行われることが見込まれていた場合の当該譲渡及びその譲渡を受けた株式等を当該外国関係会社又は当該外国関係会社に係る関連者に移転することが見込まれる場合の当該譲渡を除く。ロにおいて同じ。）及び特定子会社の株式等の譲渡に係る対価の額

ハ　その行う主たる事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額

七　当該事業年度終了の時における貸借対照表（これに準ずるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

イ　被管理支配会社の株式等及び特定子会社の株式等の帳簿価額

ロ　未収金（前号イからハまでに掲げる金額に係るものに限る。）の帳簿価額

ハ　現預金の帳簿価額（前号イ又はロに掲げる金額が生じた日を含む事業年度にあつては当該事業年度に係る同号イ及びロに掲げる金額の合計額に相当する金額を限度とし、同日を含む事業年度以外の事業年度にあつては零とする。）

6　前項に規定する財務省令で定める外国関係会社（以下この項において「他の被管理支配会社」という。）には、当該他の被管理支配会社と法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の外国関係会社で、他の被管理支配会社に準ずるものを含むものとする。